

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	プレミアム付き商品券物価高騰対策発行補助(R7補正分)	①食料品等の物価高騰の影響下にある町民生活を支援するため、井手町商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業に対し、プレミアム分及び事務費分について補助を行う。 ②プレミアム分及び事務費分を補助 ③販売額150,000千円×30%=プレミアム分45,000千円 事務費分11,000千円 計 56,000千円 ④井手町商工会	R8.2	R8.4以降
2	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金	①公定価格制度により、物価高騰による経費の増加を価格に転嫁できない介護サービス・障害福祉サービス事業所に対し、各サービスの安定的な提供体制を確保するため、光熱費・燃料費の支援を行う。 ②事業所への交付金 ③光熱費・燃料費ごとの単価を設定しその見合い分を交付する。 光熱費 入所系 定員1人当たり7,000円 通所系 定員1人当たり3,000円 訪問系 1施設10,000円 燃料費 入所系 自動車1台当たり11,000円 通所系 自動車1台当たり15,000円 訪問系 自動車1台当たり15,000円、原付等2輪1台当たり3,000円 見込額2,100千円に対し1,600千円を推奨メニュー分に充当し残り500千円は町にて支出 ④障害3事業所(あんじゅ、かめさんソーシャルインクルー) 介護3事業所(弥勒、みのり、訪問看護スイート)	R7.7	R8.1
3	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業用肥料物価高騰対策支援給付	①農業用肥料価格の物価高騰の影響を受けた農業者・農業団体に対し、負担軽減を目的に補助金を交付する。 ②補助金 ③肥料価格高騰対策支援事業支援金時のデータより算出 肥料購入額8,500,000円(R4.6~R5.5申請分) 物価高騰前肥料見込額6,746,032円 (肥料購入額-高騰前肥料見込額)÷0.85=1,490,873円 見込額1,500千円に対し1,000千円を推奨メニュー分に充当し残り500千円は町にて支出 ④井手町に住所を有する農業者及び農業団体	R7.7	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策井手水使用料減免事業(R6補正分)	①物価や原油価格の高騰が続く中で、住民の生活や事業者への支援として、水道料金の基本使用料及び水道メーター使用料について、7ヶ月分の減免措置を実施する。(公共の施設を除く) ②減免対象相当額を補助 ③井手地区水道事業減免分 10,830千円 R6補正分7,000千円 R7予備費分1,000千円補助 R6補正分Cその他2,800千円は町にて支出 ④井手町住民及び事業者	R7.9	R8.3
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策多賀水使用料減免事業(R6補正分)	①物価や原油価格の高騰が続く中で、住民の生活や事業者への支援として、水道料金の基本使用料及び水道メーター使用料について、8ヶ月分の減免措置を実施する。(公共の施設を除く) ②減免対象相当額を繰出金として支出 ③多賀地区簡易水道事業減免分5,150千円 R6補正分3,000千円 R7予備費分1,000千円補助 R6補正分Cその他1,150千円は町にて支出 ④井手町住民及び事業者	R7.8	R8.3
6	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策下水道料金減免事業(R6補正分)	①物価や原油価格の高騰が続く中で、住民の生活や事業者への支援として、下水道使用料の基本使用料について、8ヶ月分の減免措置を実施する。(公共の施設を除く) ②減免対象相当額を繰出金として支出 ③井手町下水道事業減免分19,000千円 R6補正分12,277千円 R7予備費分2,355千円補助 R6補正分Cその他4,368千円は町にて支出 ④井手町住民及び事業者	R7.8	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付き商品券物価高騰対策発行補助(R6補正分)	①物価高騰の影響を受けている地域経済の活性化と消費者支援を図るため、井手町商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業に対し、プレミアム分及び事務費分について補助を行う。 ②プレミアム分及び事務費分を補助 ③発行総額84,500千円のうちプレミアム率30%(19,500千円)、 事務費4,300千円の内4,500円補助 R6補正分 4,000千円R7予備費分 500千円 R6補正分Cその他19,300千円は町にて支出 ④井手町商工会	R7.8	R8.1
8	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策井手水使用料減免事業(R7予備費分)	①物価や原油価格の高騰が続く中で、住民の生活や事業者への支援として、水道料金の基本使用料及び水道メーター使用料について、7ヶ月分の減免措置を実施する。(公共の施設を除く) ②減免対象相当額を補助 ③井手地区水道事業減免分 10,830千円 R6補正分7,000千円 R7予備費分1,000千円補助 R6補正分Cその他2,800千円は町にて支出 ④井手町住民及び事業者	R7.9	R8.3
9	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策多賀水使用料減免事業(R7予備費分)	①物価や原油価格の高騰が続く中で、住民の生活や事業者への支援として、水道料金の基本使用料及び水道メーター使用料について、8ヶ月分の減免措置を実施する。(公共の施設を除く) ②減免対象相当額を繰出金として支出 ③多賀地区簡易水道事業減免分5,150千円 R6補正分3,000千円 R7予備費分1,000千円補助 R6補正分Cその他1,150千円は町にて支出 ④井手町住民及び事業者	R7.8	R8.3
10	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策下水道料金減免事業(R7予備費分)	①物価や原油価格の高騰が続く中で、住民の生活や事業者への支援として、下水道使用料の基本使用料について、8ヶ月分の減免措置を実施する。(公共の施設を除く) ②減免対象相当額を繰出金として支出 ③井手町下水道事業減免分19,000千円 R6補正分12,277千円 R7予備費分2,355千円補助 R6補正分Cその他4,368千円は町にて支出 ④井手町住民及び事業者	R7.8	R8.3
11	③消費下支え等を通じた生活者支援	プレミアム付き商品券物価高騰対策発行補助(R7予備費分)	①物価高騰の影響を受けている地域経済の活性化と消費者支援を図るため、井手町商工会が実施するプレミアム付き商品券発行事業に対し、プレミアム分及び事務費分について補助を行う。 ②プレミアム分及び事務費分を補助 ③発行総額84,500千円のうちプレミアム率30%(19,500千円)、 事務費4,300千円の内4,500円補助 R6補正分 4,000千円R7予備費分 500千円 R6補正分Cその他19,300千円は町にて支出 ④井手町商工会	R7.8	R8.1
12	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策学校給食費支援事業(令和7年度分)	①物価高騰等に係る食料費高騰分について、保護者の負担なく給食を適切に提供できるよう学校給食の物価高騰分を補助する。 ②学校給食費物価高騰分の補助 ③食材に係る物価高騰分35%分補助 小学校 10,128千円×0.35%≒3600千円 中学校 6,100千円×0.35%≒2,200千円 計 5,800千円 ④小・中学校の全児童生徒(生活保護及び準要保護世帯も含む)	R7.4	R8.3
13	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策学校給食費支援事業(令和8年度分)	①物価高騰等に係る食料費高騰分について、保護者の負担なく給食を適切に提供できるよう学校給食の物価高騰分を補助する。 ②学校給食費物価高騰分の補助 ③食材に係る物価高騰分35%分補助 小学校 13,000千円×0.35%≒4,550千円 中学校 7,000千円×0.35%≒2,450千円 計 7,000千円 ④小・中学校の全児童生徒(生活保護及び準要保護世帯も含む)	R8.3	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	①食料品の物価高騰に対する特別加算	子育て世帯物価高騰対策給食費無償化事業	①長引く物価高騰の影響により経済的負担が増加している子育て世帯に対し、給食費の無償化をすることにより支援を行う。また、給食費を直接補助することにより事務手数料の軽減、子育て世帯の手間の軽減や申請漏れの解消に繋がる。 ②学校給食費の無償化 ③ 小学校 211人×192食×250円≒10,200千円 中学校 124人×184食×270円≒6,200千円 計16,400千円 ④小・中学校の全児童生徒(生活保護及び準要保護世帯除く)	R7.4	R8.3
15	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策上下水道使用料等減免事業	①物価や原油価格の高騰が続く中で、住民の生活や事業者への支援として、水道料金の基本使用料及び水道メーター使用料、下水道使用料の基本使用料について、最大12ヶ月分の減免措置を実施する。(公共の施設を除く) ②減免対象相当額を繰出金として支出 ③井手町上下水道事業減免分53,700千円 減免費用50,316千円の内3,384千円は町で負担する。 ④井手町住民及び事業者	R8.3	R8.4以降
16	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉サービス事業所物価高騰対策支援給付金(R7補正分)	①公定価格制度により、物価高騰による経費の増加を価格に転嫁できない介護サービス・障害福祉サービス事業所に対し、各サービスの安定的な提供体制を確保するため、光熱費・燃料費の支援を行う。 ②事業所への交付金 ③光熱費・燃料費ごとの単価を設定しその見合い分を交付する。 光熱費 入所系 定員1人当たり7,000円 通所系 定員1人当たり3,000円 訪問系 1施設10,000円 燃料費 入所系 自動車1台当たり11,000円 通所系 自動車1台当たり15,000円 訪問系 自動車1台当たり15,000円、原付等2輪1台当たり3,000円 ④障害3事業所(あんじゅ、かめさんソーシャルインクルー) 介護3事業所(弥勒、みのり、訪問看護スイート)	R8.3	R8.4以降
17	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策し尿処理手数料等補助	①上記上下水道料金基本料の減免の対象とならない住民等を支援するため、し尿処理手数料や浄化槽の点検料及び清掃費の一部について補助を行う。(公共の施設を除く) ②し尿処理手数料・浄化槽点検料及び清掃費等 ③し尿処理手数料着き900円×12ヶ月×10件=108千円 浄化槽点検料及び清掃費等の内上限10,800円×10件=108千円 計216千円 予算計上額300千円 ④都市計画区域外のし尿収集及び浄化槽使用者	R8.3	R8.4以降
18	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業用肥料物価高騰対策支援給付(令和7年補正分)	①農業用肥料価格の物価高騰の影響を受けた農業者・農業団体に対し、負担軽減を目的に補助金を交付する。 ②補助金 ③肥料価格高騰対策支援事業支援金時のデータより算出 肥料購入額18,875,931円(R4.6～R5.5申請分) (肥料購入額－高騰前肥料見込額)÷0.85=3,332,539円 計上額3,500千円 ④井手町に住所を有する農業者及び農業団体	R8.3	R8.4以降